

★ 福岡市医師会インターネットホームページにアクセスいただくと、本レポートのバックナンバーや読みやすいカラー版(PDF形式)がダウンロード可能です！
<http://www.city.fukuoka.med.or.jp/jouhousitsu/report.html>

No. 203

医療情報室レポート

2015年5月29日

福岡市医師会医療情報室
 TEL092-852-1505・FAX092-852-1510
 e-mail : j-kikaku@city.fukuoka.med.or.jp

特集：医療ICT時代における『医師資格証』の役割

昨今、医療機関間の診療情報の共有や地域包括ケアシステムにおける多職種との連携など、保健医療福祉分野におけるICT化の必要性がますます高まっているが、お互いの“顔”が見えないインターネット上のやり取りでは、データの改ざんや盗聴、また、いわゆる「なりすまし」などへの対策が大きな課題となっている。このような状況の中、日本医師会は内部の付属機関として「電子認証センター」を立ち上げ、医師本人の確認や地域医療連携の認証などに利用可能なICカード『医師資格証』の発行を昨年4月より開始し、今後3年間で5万人の医師に取得してもらうことを目指している。

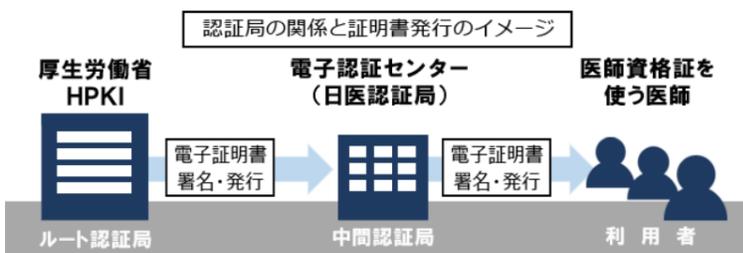
今回の医療情報室レポートでは、現時点で想定されている「医師資格証」の具体的な利用例を紹介するとともに、電子認証センター事業の柱の一つである「日医認証局」の役割などをまとめてみた。

『医師資格証』と『日医認証局』

○電子認証センターが運営する『日医認証局』の役割

日本医師会電子認証センターは、日医の付属機関として平成25年5月に設置され、医師の資格を証明する事業やセキュリティを確保したIT基盤の整備などを事業の柱としているが、これまで日医総研のORCAプロジェクトの一環として行われていた『日医認証局』の取り組みについてもセンターの業務として進めている。

なお、「認証局」とは、インターネット上で利用者の身元や資格などを保証する機関のことで、例えるなら、公証役場のような役割を担っている。認証局の証明には、公開鍵基盤(PKI: Public Key Infrastructure)と呼ばれる仕組みが一般に用いられているが、厚生労働省は、2009年、医療ITにおける認証基盤の重要性を踏まえ、医師や看護師など24の医療分野の公的資格を証明できる保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)をルール化し、最上位の認証局に位置付けられる“ルート認証局”を構築した。『日医認証局』は、この厚労省のルート認証局と相互接続する“中間認証局”にあたり、医師資格証の利用者の身元を保証する役割などを担う。



『日本医師会電子認証センター』の主な業務(表1)

医師資格の証明事業
電子証明書発行に係る登録、審査業務、登録個人情報の管理、メンテナンス、安全管理、審査局の設置支援、ポータル機能の提供、ICカード発行に係る必要な事項…など
IT基盤の整備・認証関係の事業
日医認証局の利用促進と標準的認証基盤の整備、e-文書法対応の電子署名環境の整備、日医医療認証基盤(シングルサインオン基盤)の導入促進と標準的ログイン基盤の整備、生涯教育ポイント管理システムの提供…など

『医師資格証』の特徴

『表面』

顔写真が入り、簡単には偽物が作れない(偽造困難なホログラムが施されている)。

ICチップの中の情報の有効期限は2年。更新は、医師資格証でログインするポータルサイトにて各自更新が必要。

医師資格証の有効期限は6年。更新は、新規申請時と同じ申請書類一式が必要。

医師資格証(電子証明書)のICチップの中には、医師個人の情報を格納。

『裏面』

注意事項

- このカードは、利用目的に即してご利用ください。
- 暗証番号は、他人に知られないようご注意ください。
- このカードは、他人に貸与または譲渡してはいけません。
- このカードを紛失または盗難した場合は、速やかに発行者に届出してください。
- このカードの登録事項に変更が生じた場合、また、有効期限が満了した場合、その取り扱いについて発行者の指示に従ってください。
- 資格を失った場合は直ちに届出し、カードの取り扱いについて発行者の指示に従ってください。
- このカードを紛失された場合は、発行者に届出してください。

発行所：公益社団法人 日本医師会 電子認証センター
 Issued by: Japan Medical Association Certificate Authority
 〒150-8501 東京都目黒区目黒3-20-15 目黒センタービル11F TEL: 03-3542-7004 (内線)
 〒224-8502 神奈川県横浜市都筑区東都筑1-1-1 TEL: 045-334-3040 (内線)

『医師資格証』の申請手続き

○安心・安全性確保のための厳格な審査体制

医師資格証発行にあたっては、安全性を確保するため厳格な審査体制が敷かれており、申請者である医師本人は、必要書類を持参し、都道府県医師会もしくは郡市区医師会に設置された地域受付審査局(LRA: Local Reception Authority)担当者との対面審査が必要とされている。

なお、医師資格証は医師会未加入者も取得できることとなっている。その場合は、日医電子認証センターの許可を受けた所属先の病院か、地元の都道府県医師会にて審査を受けることとなる。

医師資格証の申請手続き等

- 申請書類
 - 発行申請書(撮影から6ヵ月以内の写真添付)
 - 医師免許証原本または、医師免許証コピーに実印を押印(裏書きに記載がある場合は裏面にも押印)し、印鑑登録証明書(発行より3ヵ月以内)添付
 - 身分証の原本(下記いずれか1点)
 - ・パスポート(有効期間内のもの)
 - ・運転免許証(有効期間内のもの)又は運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)
 - ・住民基本台帳カード(写真付・有効期間内のもの)
 - ・官公庁発行身分証明書(写真付・張替防止措置済みのもの)
 - 住民票の写し(発行から3ヵ月以内のもの)
- 年会費

日医会員 5千円(税別)、非会員 1万円(税別) ※日医会員は初年度無料
 ※福岡県医師会会員は2年目以降も当面の間、無料(予定)
- 留意事項

申請者とLRA担当者との対面による申請受付が義務

『医師資格証』の具体的な利用例とサービス

① “電子署名” のツールとして

コンピュータで紹介状、診断書、主治医意見書など、医師の署名・捺印が必要な文書を作成した場合に利用（図1）。電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印する必要がなくなる。電子署名後に文書（データ）が変更（改ざん）された場合は検知される。

電子的な署名の効力は、電子署名法（e-文書法）で保証されており、電子紹介状作成にかかる診療報酬（診療情報提供料）を算定することも可能とされている。

また、最近では、厚労省の検討会等で「処方せんの電子化」に向けた議論が行われている。現在、想定されている仕組みとしては、まず、医師は電子化した処方せんの情報を専用サーバーに送信し、その後、患者が訪れた薬局側が、サーバーに格納された処方せん情報を取得し、調剤を行うこととなっている（図2）。厚労省の医療情報ネットワーク基盤検討会は、この流れの中でも、HPKIに基づいた医師の電子署名を必須としている。

②システムのログイン時の電子認証として（図3）

地域医療連携システム等において、診療情報や連携パス等の機微性が高い医療情報にアクセスする際には、医師であることを証明するための厳格な認証が必要。医師資格証をコンピュータに接続した手元のICカード読取機にかざすことで、本人確認が可能となる。

③講演会等の出欠管理

講演会等に出席した際に、医師資格証を受付のICカード読取機にかざすことにより、会員の出席情報を記録。現在開発中の『医師資格証会員ポータルサイト』（図4）を通じて、生涯教育講座の受講履歴や取得単位等の管理・確認が容易となる。

④緊急時等の身分証として

券面に顔写真や偽造困難なホログラムが入っているため、医師であることをアナログ的に証明するカードとして機能することが考えられる。例えば、救急・災害時に現場関係者に提示することにより、速やかに職務に取りかかることが可能となる。今後、行政等への働きかけを強めることで、一定程度公的な意味合いを持つカードとなることが期待される。

医療情報室の目

★医師資格証の更なる利便性の創出に期待

医師資格証の発行枚数は、今年4月時点で1,127枚とまだまだ少ないが、すでに7割以上の都道府県で地域受付審査局が開設されており、ここ最近、医師資格証の申し込みは急速に伸びているようだ。

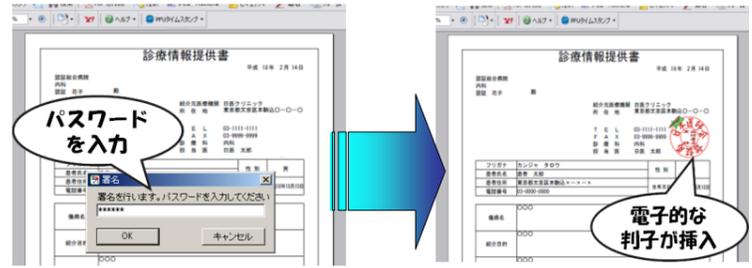
医師資格証に期待される役割は大きく二つある。一つは、医療ICT分野における情報連携の進展とセキュリティの確保。そしてもう一つは、現実の世界において、医師であることを証明できる「身分証明証」としての役割である。

前者については、ますます高度化する医療ICTへの対応の仕組みとして必要なことはいまでもないが、後者の身分証明証としての役割については、まず、資格証が医師の間に広く浸透することが大前提といえるだろう。ただ、医師資格証の発行手続きに関しては、地域受付審査局での対面確認や住民票の取得が必要であるなど医師側の手間は少なくない。これは、日医認証局と接続している厚生労働省HPKI認証局の「証明書ポリシー」の要件に沿っているためだが、本人確認がこれほど厳格に行われているということは、医師資格証がすべての医師に普及すれば、十分、公的な身分証明証として機能する可能性があるということではないだろうか。

福岡市医師会では、平成9年から顔写真と二次元バーコードを施した独自の会員証を全会員に配付し、講演会の際に提示してもらうなど、その利用は会員間に深く浸透している。医師資格証もその普及が一定の軌道に乗れば、実質的な利便性だけでなくステータス性も高まり、自ずと多くの医師が持つようになるはずである。

日本医師会は、医療連携促進の障壁とならないよう、今回の資格証を会員、非会員を問わず配付することとしている。将来、すべての医師が資格証を持てば、その活用法や利便性はさらに広がるだけでなく、医師の身分証として社会的にも受け入れられ、ひいては非会員の入会促進にも繋がり、日医の組織率向上にも寄与するものと考えられる。そのためには、都道府県医師会ならびに地域医師会が利用促進に積極的に取り組み、一人でも多くの医師が資格証の意義を理解し取得することが何より重要である。

電子署名のイメージ（図1）



電子処方せんの大まかな流れ（イメージ）（図2）



電子認証のイメージ（図3）



医師資格証会員ポータル（テスト版）（図4）



※図1、図4…石川広己日医常任理事講演「医師資格証に関する説明会」配布資料より作成

福岡市医師会の会員は、下記「LRA」担当者までお問い合わせください！

『医師資格証』の申請・問合せ先
(福岡市医師会会員向け窓口)

【福岡市医師会LRA担当者】
森重、松原、松下（福岡市医師会地域医療課 所属）
【TEL】 852-1501
【メール】 chiiki@city.fukuoka.med.or.jp
※会員専用ページにも、申請要領等を掲載していますのでご覧ください。

